

広島県庁舎敷地有効活用事業企画提案公募（プロポーザル）  
対象地① 第一駐車場敷地（緑地化エリア）運営仕様書

## 1 定義

事項	本仕様書での表記
緑地化エリアに芝生広場を整備し，貸付期間中継続して当該芝生広場を維持管理，イベント等で利活用するプロジェクト	芝生広場運営
広島県庁舎敷地有効活用事業企画提案公募（プロポーザル）募集要項	募集要項
広島県庁舎敷地有効活用事業基本協定書	基本協定書
対象地① 第一駐車場敷地（緑地化エリア）運営仕様書	仕様書
広島県庁舎敷地有効活用事業企画提案公募（プロポーザル）事業用定期借地権設定契約書	契約書
広島県庁舎配置図	配置図
県から広島県庁舎第一駐車場敷地を借り受けて緑地化エリアを整備し運営する者	事業運営者

## 2 対象地及び地質状況

### (1) 対象地

対象地	地番	地目	面積	位置
①内の緑地化エリア	11 番 5	宅地	1,077.67 m <sup>2</sup>	別紙図面のとおり

### (2) 地質状況

追って植栽基盤調査を実施し，結果を県ホームページ上に掲載する予定。

## 3 緑地化エリア運営の目的と内容

- (1) 緑地化エリア運営は，次の目的のため，契約書第3条第1項の規定により実施する。
  - 再開発や街づくりが進む紙屋町中心部に芝生広場を配置することで，街を歩く人々や周辺のオフィスワーカーに憩いとくつろぎの空間を提供する。
  - 隣接して整備する施設と一体でのイベントや活動の場として利活用することで，新たな魅力の創出に資する。
  - 県庁舎正面入口に清逸な緑の空間を配置することで，来庁者や来県者等へのもてなしを表現する。
- (2) 募集要項及び仕様書に基づき，事業運営者は県から借り受けた2(1)の対象地に芝生広場を整備する。整備した芝生広場を常時良好な状態に維持するため，事業運営者は水やり，除草，剪定等の維持管理業務を行う。  
また，事業運営者は，自らが芝生広場で実施するイベント等で生じる影響を考慮し，イベント実施と並行して良好な状態を維持するため，適宜，施肥，補植，灌水，張替え等の必要な対応を行う。
- (3) 事業運営者は，募集要項，基本協定書，仕様書，契約書等に適合する範囲内で自らの提案の企画内容に即し，芝生広場をイベント等に利活用する。
- (4) 事業運営者は，工事工程を含む芝生広場整備計画案の作成に当たって，県と計画内容の協議・検討を行うものとする。

## 4 維持管理の内容

事業運営者は，3(2)に当たり，芝生広場に植える芝生の特徴や特性に応じて次の作業を行うこと。

- (1) 芝を刈り揃えること。
- (2) 芝生の生育を阻害するクローバーやスズメノカタビラなどの雑草の除草を行うこと（雑草が芝生の高さを超えて成長し目立つことがないように適宜除草すること。）。
- (3) 芝生が傷み，はげるおそれがある箇所については，必要に応じ補植，養生すること。
- (4) 芝生の生育を促すため，次の作業を行うこと。

- ア 夏場など渇水期に灌水すること。
- イ 土壌を良好に保つため、エアレーション、目土入れを行うこと。
- ウ エアレーション、目土入れの作業に合わせ肥料を散布すること。

#### 5 その他

- (1) 芝生広場運営に使用する水及び電気は、事業運営者で用意すること。
- (2) 芝生の張替えを行う場合は、事前に県に対し通知すること。ただし、県が要望を述べることもある。
- (3) 借受財産の現状変更を行う場合は、広島県公有財産管理規則（昭和 39 年広島県規則第 31 号）に基づき必要な手続きを行うこと。

#### 【整備に当たっての参考資料】

国土交通省のホームページで公開されているので、ご一読ください。

「芝生のチカラを活かしたまちの CORE（コア）のつくり方～芝生を活用したまちなか空間の創出ガイドライン～」(令和 2 年 3 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課)

#### 【留意事項】

仕様書は基本的事項を定めたものであり、契約締結に当たっては、選定した事業運営者の提案内容等によって内容を変更します。

別紙図面

